

令和 8 年度～令和 9 年度宿毛市移住総合窓口業務委託募集要領

1. 目的

本市への移住・定住を促進するため、相談対応、空き家の利活用、情報発信、体験機会の提供、定住後のコミュニティ形成支援までを包括的に実施する。民間事業者のノウハウとネットワークを活用し、移住希望者の掘り起こしから定住までの「伴走型支援」体制を構築することを目的とする。

2. 概要

(1) 業 務 名

令和 8 年度～令和 9 年度宿毛市移住総合窓口業務委託

(2) 業 務 内 容

別添業務仕様書のとおり

(3) 委 託 期 間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 委 託 予 定 額

令和 8 年度： 6,713,300 円以内(消費税及び地方消費税を含む、上限額)

令和 9 年度： 11,805,200 円以内(消費税及び地方消費税を含む、上限額)

3. 参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 宿毛市暴力団排除条例（平成 23 年宿毛市条例第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 宿毛市内に本店、支店または営業所を有していること、又は令和 8 年 9 月末日までに宿毛市内へ拠点を開設すること。

4. 委託候補者の選定スケジュール

内 容	時 期
公募開始(実施要領等の公表、質問受付開始)	令和 8 年 6 月 5 日 (金)
質問書提出期限	令和 8 年 6 月 10 日 (水) 17:00 まで
質問の回答集約分を電子メールで送付	令和 8 年 6 月 17 日 (水)
参加意向申出書受付期限	令和 8 年 6 月 24 日 (水)
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 7 月 8 日 (水)
企画提案プレゼンテーション案内	令和 8 年 7 月 10 日 (金)
企画提案プレゼンテーション実施	令和 8 年 7 月 17 日 (金)
選考結果通知発送	令和 8 年 8 月初旬

5. 質問受付及び回答

本募集要領、仕様書等について、確認事項や不明な点がある場合は質問書（第1号様式）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年6月10日（水）17：00まで
- (2) 提出方法：質問書（第1号様式）を電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法：提出された質問は個別に回答するとともに、参加事業者には令和8年6月17日（水）までに社名を伏せた上で全質問に対する回答集約分を電子メールにて送付する。
- (4) 提出先：後記13を参照

6. 参加意向申出書の提出

- (1) 提出期限：令和8年6月24日（水）
- (2) 提出書類：「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」（別紙1）を参照
- (3) 提出方法：持参又は郵送（必着）による。
- (4) 提出先：後記13を参照

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和8年7月8日（水）
なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (2) 提出書類：「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」（別紙1）を参照
- (3) 提出方法：持参又は郵送（必着）による。
- (4) 提出先：後記13を参照

8. 企画提案書の内容

企画提案書は、別紙「宿毛市移住総合窓口業務委託仕様書」に基づき資料を作成すること。

9. 事業者の選定

(1) プレゼンテーション

ア 実施日時・場所

令和8年7月17日（金）宿毛市役所3階 会議室

（※開始日時等は、企画提案プレゼンテーション案内送付時に通知します。）

イ 実施時間

1事業者につき40分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内とする）

ウ その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションで使用する機材等がある場合は、事業者で用意すること。
- ・プレゼンテーションは提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は、原則認めない。

(2) 選定方法

事業者の選定は、市が審査委員会を設置し、提出書類と提案内容のプレゼンテーションにより審査を行い、最高得点者を受託候補者とし、次に得点の高かった者を次点の事業者として選定する。なお、評価得点の合計を出席した審査委員数で除した平均点が60点以上であることを選定の最低基準点とする。

(3) 結果の公表

審査結果は、令和8年8月初旬に全ての参加事業者に文書で通知する。

【選定基準】

大項目	審査項目	評価内容	配点
1. 業務理解・ 企画構成	1-1 業務の 理解度	仕様書の目的を正しく理解し、宿毛市の現状や課題を的確に把握できているか。移住希望者の属性やニーズを踏まえた提案か。	10
	1-2 全体企 画の整合性	掘り起こしから定住後支援までの流れが一体的に設計されているか。各業務が相互に連携し、効果的な伴走支援となっているか。	5
2. 実施体制・ 遂行能力	2-1 相談支 援の具体性	初期レスポンス、夜間休日対応、相談者の状況に応じた個別対応、データ管理、個人情報保護体制が十分か。	20
	2-2 拠点運 営体制	宿毛市内に相談拠点を設け、相談しやすさやプライバシーに配慮した運営が可能か。市内に本店、支店又は営業所を有し、地域に密着した活動が期待できるか。関係機関との連携体制が十分か。	20
3. 個別業務の 提案内容	3-1 掘り起 こし・相談・ 体験機会の 提供	SNS等による情報発信、オンライン説明会、移住相談、移住体験ツアー、ワーキングホリデー等を通じて、移住希望者の掘り起こしから相談、来訪・体験機会の提供までを効果的に実施できる提案となっているか。	20
	3-2 住まい 確保・定住後 支援・地域定 着支援	空き家の掘り起こし、所有者対応、空き家バンク運営、住宅及び就業マッチング、移住者交流会、地域住民との橋渡し等を通じて、移住後の住まい確保と地域定着支援を効果的に実施できる提案となっているか。	20
4. 経費	4-1 経費の 妥当性	見積内容に積算根拠があり、提案内容との整合が取れているか。費用対効果が見込めるか。	5
合計			100

【評価点】

点数 (5点満点)	点数 (10点満点)	点数 (20点満点)	評価
5	10	20	優れている
4	8	16	やや優れている
3	6	12	普通
2	4	8	やや劣る
1	2	4	劣る

10. 契約の締結

前記 9 により委託業務の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。ただし、辞退その他の理由（契約締結までに前記 3 の参加資格を満たさなくなった場合又は次項 11 に該当する事実が判明した場合等）で契約できない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

11. 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

12. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査及び (4) に示す公開に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出書類は返却しない。
- (4) 提出された提案書は、宿毛市情報公開条例（平成 13 年宿毛市条例第 26 号）に基づく情報公開請求があった場合及び宿毛市議会へ説明する場合においては、公開することとする。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第 6 条第 3 号の規定により非開示となるため、企画提案書の提出時に非開示理由書（第 7 号様式）を合わせて提出すること。開示・非開示の判断は第 7 号様式に基づき行うものではなく、第 7 号様式を参考に同条例に基づき市が客観的に判断する。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (6) 仕様書の記載内容については、業務を進めるうえで、軽微な変更を行う場合がある。
- (7) 提出書類は、(4) の場合を除き、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

13. 問い合わせ・提出先

〒788-8686 高知県宿毛市希望ヶ丘 1 番地
宿毛市役所企画課 地域振興係 担当：山中
TEL：0880-62-1256 FAX：0880-62-1274
E-mail：1165@city.sukumo.lg.jp

(別紙 1)

企画提案書等提出書類一覧及び留意事項

1. 質問書

提出期限 令和 8 年 6 月 10 日 (水) 17:00 まで (※メールによる)

①質問書 (第 1 号様式)
※参加意向申出書とは提出方法が異なるので注意。

2. 参加意向申出書

提出期限 令和 8 年 6 月 24 日 (水) (※持参又は郵送による)

①参加意向申出書 (第 2 号様式) 正本 1 部
※企画提案書とは提出期限が異なるので注意。
②委託事業者の主要業務実績 (任意様式) 正本 1 部
任意様式
③誓約書及び照会承諾書 (第 3 号様式) 正本 1 部
第 3 号様式のとおり

3. 企画提案書等

提出期限 令和 8 年 7 月 8 日 (水) (※持参又は郵送による)

①企画提案書 (第 4 号様式) 正本 1 部、副本 6 部
企画提案書 (第 4 号様式) を表紙とし、別紙 (A4 とし、A4 サイズ以上になる場合は A4 サイズに折り込むこと) に業務の実施方法について具体的に記載すること。
②業務実施体制 (第 5 号様式) 正本 1 部、副本 6 部
様式のとおり
③会社概要書 7 部
会社概要書は会社パンフレット等でも可。
④業務経歴書 (第 6 号様式) 7 部
様式のとおり
⑤見積書 (任意様式) 正本 1 部
消費税を除いた価格及び税込価格を記載し、可能な限り内訳の記載に努めること。
⑥非開示理由書 (第 7 号様式) 正本 1 部
必要な場合のみ提出すること。